阪神水道企業団公報

令和４年９月15日㈭
第363号

毎月15日発行

目　　次

◇管理規程◇

○　阪神水道企業団水道技術管理者に関する規程の一部を改正する規程

◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第４号

阪神水道企業団水道技術管理者に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年９月14日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団水道技術管理者に関する規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団水道技術管理者に関する規程（平成19年管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（職務） 第３条　水道技術管理者は、次の各号に掲げる職務に従事し、及びこれらの職務に従事する他の職員について、必要な技術的指導及び監督を行う。 ⑴から⑸まで　省略 ⑹　法第22条の３第１項の台帳の作成に関すること。 ⑺　法第23条第１項に規定する給水の緊急停止に関すること。 ⑻　法第37条前段に規定する給水停止に関すること。 ⑼　その他水道技術上の重要な事項に関すること。 ２　水道技術管理者は、前項第１号から第	（職務） 第３条　水道技術管理者は、次の各号に掲げる職務に従事し、及びこれらの職務に従事する他の職員について、必要な技術的指導及び監督を行う。 ⑴から⑸まで　省略 ⑹　法第23条第１項に規定する給水の緊急停止に関すること。 ⑺　法第37条前段に規定する給水停止に関すること。 ⑻　その他水道技術上の重要な事項に関すること。 ２　水道技術管理者は、前項第１号から第

６号までに掲げる検査その他の措置をとった場合において、それが重要又は異例な事項と認められるときは、企業長に報告するものとし、同項第７号又は第８号に掲げる事項の措置をとる場合には、事前に企業長に通知しなければならない。	５号までに掲げる検査その他の措置をとった場合において、それが重要又は異例な事項と認められるときは、企業長に報告するものとし、同項第６号又は第７号に掲げる事項の措置をとる場合には、事前に企業長に通知しなければならない。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、令和４年10月１日から施行する。